本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。なお、工事の実施に当たり遺跡等が発見された場合は、起業者は埼玉県教育委員会と協議を行い、適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、各路線における交通混雑の緩和等を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第４種第３級の規格に基づき、２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める条例（平成24年埼玉県条例第70号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和55年７月１日に都市計画決定され、平成15年10月31日及び平成20年11月28日にそれぞれ変更決定された都市計画と、起終点の交差点形状を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、各路線は交通混雑が発生しているなど、交通混雑の緩和等を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、熊谷市より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　埼玉県熊谷市役所

○近畿地方整備局告示第百六十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年十月八日

近畿地方整備局長　山田　邦博

第１　起業者の名称　兵庫県

第２　事業の種類　二級河川瀬戸川水系瀬戸川改修工事（左岸：兵庫県明石市魚住町西岡字鴨墓地内、右岸：同市魚住町清水字水田地内から左岸：同市魚住町清水字瀬戸川地内、右岸：同市魚住町清水字水田地内まで）並びにこれに伴う一般国道２号幣塚橋架替工事及び市道付替工事並びに関連工事に伴う附帯工事

第３　起業地

１　収用の部分　兵庫県明石市魚住町清水字水田、字瀬戸川、字若宮ノ下及び字塚之脇並びに魚住町西岡字鴨墓地内

２　使用の部分　兵庫県明石市魚住町清水字水田、字瀬戸川、字若宮ノ下及び字塚之脇地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、左岸：兵庫県明石市魚住町西岡字鴨墓地内、右岸：同市二見町福里字山圃地内のＪＲ山陽本線橋梁から、左岸：兵庫県明石市魚住町清水字瀬戸川地内、右岸：同市魚住町清水字水田地内の幣塚橋直上流までの延長760ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「二級河川瀬戸川水系瀬戸川改修工事並びにこれに伴う一般国道２号幣塚橋架替工事及び市道付替工事並びに関連工事に伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「二級河川瀬戸川水系瀬戸川改修工事」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する河川のうち、二級河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。また、本体事業の施行に伴い必要の生じた一般国道２号弊塚橋架替工事及び市道の従来の機能を維持するための付替工事は、それぞれ道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる国道及び同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。さらに、関連事業の施行に伴う附帯工事として行う仮設迂回路設置工事については、法第３条第35号に規定する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

二級河川瀬戸川水系瀬戸川（以下「瀬戸川」という。）は、河川法第５条第１項の規定に基づき兵庫県知事が指定した二級河川であり、同法第10条第１項の規定に基づき兵庫県知事が河川管理者であることなどから、起業者である兵庫県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

瀬戸川は、その源を兵庫県神戸市西区神出町の丘陵地に発し、支川清水川を合流した後明石市内を貫流して播磨灘に注ぐ法河川延長4,110ｍの河川で、流域面積は約20.9㎢の河川である。

瀬戸川流域の地形は平坦で、下流部の明石市内には、山陽電鉄、ＪＲ山陽新幹線、ＪＲ山陽本線、一般国道２号や第二神明道路などの幹線交通網が集中し市街地が形成され、周辺住民の生活と結びついた河川となっている。流域にもたらした過去の洪水としては、昭和36年の豪雨では魚住地区、二見地区で堤防が決壊、昭和51年の台風でも洪水被害が、平成23年の台風では一般国道２号弊塚橋において路面が陥没し人的被害も発生している。瀬戸川水系の治水対策は、昭和43年度より進められてきており、現在は、平成17年４月に瀬戸川水系河川整備基本方針が、平成19年12月に瀬戸川水系河川整備計画（以下「整備計画」という。）がそれぞれ策定され、整備計画に基づき、基準地点であるＪＲ山陽本線橋梁における河道配分流量210㎥／秒、支川清水川合流点から上流については120㎥／秒を流下させることを目標として、順次河川改修等が実施されているところである。

本件事業は、整備計画に基づき、橋脚による河積阻害や河道が狭小なことなどから流下能力が低いため、洪水による浸水被害の危険性が極めて高い本件区間について、人命及び財産保護の観点から計画された河川改修工事であり、本件事業の完成により、本件区間の流下能力の向上が図られることから、洪水による水害の軽減に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の対象外の事業であるが、起業者は低騒音・低振動機械を使用し、必要に応じて騒音・振動対策を実施するなど、周辺の生活環境等に配慮しながら工事を実施することとしている。また、本件事業により改変される起業地に生息する可能性がある希少な動植物に与える影響について、平成16年に生態系調査を実施しているが、起業者があらためて現地調査を行い専門家の意見を踏まえながら最新の環境省レッドリスト等により任意で確認を行った結果によると、本件区間内の土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているメダカ、兵庫県版レッドデータブックにＡランクとして掲載されているヒラテテナガエビ、Ｂランクとして掲載されているドジョウ及びミゾレヌマエビ、Ｃランクとして掲